

## カーボン・オフセット認証制度実施要領

気候変動対策認証センター

### I. カーボン・オフセット第三者認証制度

#### 1. カーボン・オフセット第三者認証制度の目的

カーボン・オフセット認証事業は、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組（商品使用・サービス利用オフセット、会議・イベントオフセット、自己活動オフセット、自己活動オフセット支援）に「カーボン・オフセットラベル」を付すことにより、社会を構成する主体が地球温暖化問題を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援し、低炭素社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくことを目的とします。

#### 2. カーボン・オフセット認証制度における申請・認証のプロセス

※【】内は[カーボン・オフセット認証制度実施規則](#)の条文を示す。

##### (1) 申請者【第14条】

認証制度においてカーボン・オフセットの案件の認証取得の申請を行うことができる者は、カーボン・オフセット認証ラベル使用の対象となる商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）の提供あるいは実施を現に行っており、かつ、これらの実施状況等を本制度の条件及び趣旨に従って行うことができる者と定められております。

具体的にはI-1商品使用・サービス利用オフセットについては、製造・販売業者・サービス提供者、I-2会議・イベント開催オフセットについては、会議・イベント開催主体、I-3自己活動オフセットについては、オフセットの対象となる活動を現に行う者、II自己活動オフセット支援については、オフセットに係る商品・サービス等の製造・販売業者・サービス提供者です。

また、複数の者が一つの前記各活動を共同して行っている場合には、全員が申請者となることが原則とされております。

##### (2) 申請・認証の流れ

###### ① 申請【第15条】

申請者は押印された申請書Ver1.0と申請資料を、気候変動対策認証センター（以下認証センター）に提出します。別途設定される締切日正午までに、資料が全て揃い、申請料の入金確認が取れ、実施規則第15条第2項に掲げられている条件が満たされていることを確認したことをもって認証センターが申請を

受理します。

一申請者が実施規則第 15 条第 3 項の範囲内で、複数の商品等を同一の申請とすることは可能です。しかし、複数の申請者が複数の商品等を同一の申請とすることはできません。申請者が複数の場合は、カーボン・オフセットの対象となる商品等が、実施規則第15 条第4 項に基づいて個別具体的に単数として特定できる場合のみ同一の申請とすることができます。

なお、すでに一申請者で複数の商品等を同一の申請として認証取得した後、その商品等を対象に他の申請者が共同で認証取得をされたい場合は、変更申請と共同申請の2つの手続きが必要となります。詳しくは(3)をご参照ください。

## ② 予備審査【第16 条】

認証センターは、専門家から構成される審査チームとともに、提出された申請書に対し予備審査を行います。また、必要に応じて現地審査も併せて行います。

予備審査の段階で、認証センターより申請事業者の確認を求めることがありますが、その回答によっては申請書等の修正の必要が生じる場合があります。申請事業者より、委員会開催日前の事務局が指定する時期までに、修正された申請書が頂けない場合は、直近の認証委員会による本審査の対象とはなりません。

## ③ 本審査【第17 条】

認証委員会が開催され、認証センターから提出された予備審査で得られた情報を踏まえ、本審査が行われます。

## ④ 本審査における判断【第18 条】

### A：認証

認証基準にすべて適合していると認証委員会が判断した場合にはオフセット済み認証、もしくはオフセット予定認証が与えられます。

認証後、申請者に認証番号が通知され、案件概要等が認証センターホームページで公開されます。（参照：[カーボン・オフセット認証案件一覧](#)）

また、認証書がカーボン・オフセット認証委員会名で発行されます。

### B：仮認証

オフセット済み認証のうち、無効化が商品等の提供あるいは実施前までに行われることが確実であると認証委員会が判断した場合には仮認証が与えられます。

申請案件について無効化の実施を認証センターが確認でき次第、オフセット

済み認証が与えられます。

認証後、申請者に認証番号が通知され、案件概要等が認証センターホームページで公開されます。（参照：[カーボン・オフセット認証案件一覧](#)）

また、認証書がカーボン・オフセット認証委員会名で発行されます。

#### C：条件付き認証

軽微な修正等の条件が満たされることにより認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合するものと認証委員会が判断した場合には、条件付き認証が与えられます。

原則として、当該委員会開催日から次回委員会開催日前日までに、申請案件について委員会指摘事項の修正が行われたことを認証センターが確認でき次第、オフセット済み認証、もしくはオフセット予定認証が与えられます。

認証後、申請者に認証番号が通知され、案件概要等が認証センターホームページで公開されます。（参照：[カーボン・オフセット認証案件一覧](#)）

また、認証書がカーボン・オフセット認証委員会名で発行されます。

#### D：差し戻し

認証基準に適合していないと認証委員会が判断した場合には申請案件が申請事業者に差し戻されます。

申請事業者は申請内容を修正の上、3回までは、認証委員会に対して再申請を行うことが可能です。原則として、次回以降の委員会に対応する締切日までに修正された申請書が提出された場合には、当該認証委員会にて再審査が行われます。

#### (3) 設計変更等による再審査【第23条】

認証を受けた案件において何らかの変更等がある場合には、変更を実施する日から起算して30営業日より以前に認証センターを通じて変更申請を行わなければなりません。変更申請の回数が3回を超えた場合は、所定の手数料を認証センターにお支払いください。

<すでに一申請者で複数の商品等を同一の申請として認証取得した後、そのうち一つの商品等を対象に他の申請者が共同で認証取得をされたい場合の手続き>

#### ① 変更申請の手続き

すでに一申請者で認証取得した複数の商品等を対象に変更申請を行う必要があります。これは、他の申請者と共同で認証取得を希望する一つの商品等を除くための手続きです。

#### ② 共同申請の手続き

①除いた一つの商品等を対象に、改めて、他の申請者とともに共同で申請を行ってください。

#### (4) 認証取得者の義務【第24 条】

##### ① クレジットの無効化の実施と申請時未定事項確定状況の報告

オフセット予定認証として認証を受けた認証取得者は、認証取得時の未定事項が確定し次第、すみやかに、当該時点の条件に適合した排出量クレジットの無効化を行ってください。

また、無効化後10 営業日以内に、無効化状況を含む申請時未定事項確定状況を認証センターに書面または電磁的方法により報告してください。

##### ② 有効期間満了報告

認証取得者は認証等の権利が存続する期間（以下、「有効期間」という）が満了次第、有効期間満了の報告を行ってください。有効期間満了後にはラベルを使用することはできません。

また、改定2 までの実施規則に基づいて認証を取得した認証取得者は、認証センターに対し、申請時には認証された商品等に係る売上高の計画を、認証センターが指定する所定の時期及び使用期間終了時には認証された商品等に係る出荷状況及び売上高実績額の報告を合わせて行ってください。終了時の売上高報告に基づき、認証等使用料の過不足を精算します。

#### (4) 禁止事項

##### ① 権利譲渡等の禁止【第30 条】

認証取得者が認証等の権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することは禁止されています。

また認証取得者以外の第三者が、認証を取得しているとの誤解を招くおそれのある行為を行ってはなりません。

## II. あんしんプロバイダー制度

### 1. あんしんプロバイダー制度の概要と目的

あんしんプロバイダー制度は、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取り扱い方法等を定期的に確認した上で、ウェブサイトにおいて公表することにより、情報の透明性を高くし、事業者・消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性を継続的に識別できるようにすることを目的とします。

カーボン・オフセットに関し、諸外国においては、排出削減量クレジットのダブルカウントや実態のない排出削減量クレジットの取扱い等の不正問題が発生しており、カーボン・オフセットの取組を検討している国内事業者からは、オフセット・プロバイダーの情報公開への要望が根強く存在しています。あんしんプロバイダー制度において、オフセット・プロバイダーの情報を公開することは、カーボン・オフセット第三者認証の手続きをより円滑に進めることにも貢献し、カーボン・オフセットの取組の普及や質的向上を後押しするものです。

### 2. あんしんプロバイダー制度における確認事項

#### (1) 重点確認事項（基本方針および事実の確認）

##### ① 信頼性の高いクレジットによるサービスを提供しているか？

指針において、「オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要がある」「オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要がある」と言及されており、信頼性の高いクレジットによるサービスの提供が行われているかどうかを確認する必要があります。

⇒指針および認証基準を踏まえて確認を行います。

##### ② ダブルカウント等を回避する対策を行っているか？

指針において、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上で課題として、「オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要がある」と言及されており、そのための対策を行っているか確認する必要があります。

⇒指針を踏まえて制度に参加するオフセット・プロバイダーの社内手続を定めた文書等を確認を行います。

#### (2) 確認事項（基本方針の確認）

① 一定の精度で算定を行っているか？

指針において、「オフセットするための削減活動が実質的な温室効果ガスの削減に結びついていない事例」が国外で指摘されていることを受け、「オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要がある」と言及されており、一定の精度で算定が行われているか確認する必要があります。

⇒指針および「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG 排出量の算定方法ガイドライン」を踏まえて各社の基本方針のみを確認します。

ただし、ウェブ上で、個人の排出量算定を支援するサービスについては、重点確認事項として、算定根拠、算定式等の確認を行います。

② 必要な情報を公開しているか？

指針においては、「カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する商品、サービス等を購入する消費者に対し十分な説明がなされることが必要」「カーボン・オフセットの取組を行う者は必要な情報を公開することが求められる。」と言及されており、必要な情報が公開されているか確認する必要があります。

⇒指針および「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」を踏まえて各社の基本方針のみを確認します。なお、ウェブサイトにおける虚偽記載の有無、苦情受付体制やその処理方法等についても確認します。

【参考】排出削減努力についての考え方

指針においては、「オフセットをすれば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布する懸念」「オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要がある。」と言及されていますが、最終的に排出削減努力を行うのは、オフセット・プロバイダーではなく、オフセットを行う各事業者や消費者です。オフセット・プロバイダーについては、事業者や消費者がオフセットを行う際に、削減努力も併せて行うことが重要であるとの情報提供を行うことが求められていることから、排出削減努力については、確認事項②の「必要な情報を公開しているか？」における確認項目とします。

3. あんしんプロバイダー制度における申請のプロセス

※ 【】内はカーボン・オフセット認証制度実施規則の条文を示す。

(1) オフセット・プロバイダー【第1 条】

オフセット・プロバイダーとは、市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者を指します。

(2) 申請・確認の流れ

① 申請【第33 条】

あんしんプロバイダー制度に参加して、業務の確認を受けることを希望するオフセット・プロバイダーは、押印された申請書Ver1.0 と申請資料を、認証センターに提出します。別途設定される締切日正午までに、資料が全て揃い、申請料の入金確認がとれたことをもって認証センターが申請を受理します。

② 予備確認【第34 条】

認証センターは提出された申請書に対し、予備確認を行います。また、必要に応じて現地審査も併せて行います。

③ 認証委員会確認及び情報公開【第35 条】

認証委員会は認証センターから提出された予備確認で得られた情報を基に、情報公開文書について確認をします。

確認ができ次第、気候変動対策認証センターウェブ上でのオフセット・プロバイダー名と必要情報が公開されます。

(3) 設計変更等による再確認【第40 条】

申請時の提出情報の一部に何らかの変更等がある場合には、変更を実施する日から起算して30 営業日より以前に認証センターに報告し、必要に応じて再確認申請を行わなければなりません。

## カーボン・オフセット認証制度申請方法について

### カーボン・オフセット認証

カーボン・オフセット認証の申請にあたっては、気候変動対策認証センターウェブサイトに記載された関係資料を熟読の上、審査を実施するために必要となる資料を、締切日までに提出して下さい。郵送用書類・審査用資料の2種類の提出が必要であり、そのうち審査用資料については、すべての書類・資料を電子データ（PDF形式）により提出して下さい。別途設定される締切日正午までに、以下の資料がすべて揃い、所定の申請料の入金確認が取れたことをもって要件を満たしたものとし、申請を受理します。（[実施規則](#)第15条第6項）

① カーボン・オフセット認証制度に基づくカーボン・オフセット認証申請書申請者の印鑑を必ず押印してください。印鑑は認印でも結構です。印鑑登録等の有無は問いません。

（参照：[http://www.4cj.org/document/label/oc\\_att\\_app\\_x02.pdf](http://www.4cj.org/document/label/oc_att_app_x02.pdf)）

・ 申請書下記のいずれかを提出してください。

・ 【単体申請用】

一申請者、かつカーボン・オフセットの対象となる商品等が一つの場合

・ 【複数商品等一括申請用】 + 【複数商品等一括申請用別紙A】

一申請者、かつカーボン・オフセットの対象となる商品等が複数の場合

・ 【共同申請用】 + 【共同申請用別紙B】

申請者が複数、かつカーボン・オフセットの対象となる商品等が一つの場合

② ①の申請書注記欄に記載された必要書類

| 資料番号 | 該当箇所 | 申請書注記欄に記載された必要書類とその説明     |
|------|------|---------------------------|
| 資料1  | A-1  | 申請案件に係る関係者の役割分担が分かる図等     |
|      | ※4   | 形式は問いません。                 |
| 資料2  | A-2  | 申請（事業）者のパンフレット等、事業内容の説明資料 |
|      | ※6   | 形式は問いません。                 |

|            |             |  |
|------------|-------------|--|
| 資料3<br>資料4 | A-3<br>※7   | <p>【申請代理事業者がいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請代理事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料</li> <li>・申請代理事業者と申請（事業）者との間で交わされた業務代行に係る契約書</li> </ul> <p>申請代理事業者がない場合、もしくは申請代理事業者があんしんプロバイダー制度参加者である場合は不要です。</p> |
| 資料5        | A-5<br>※8   | <p>【複数商品等を一括申請する場合】個々の商品等ごとの販売計画書及び無効化計画書</p> <p>商品等ごとに無効化（予定）日又は商品等販売、イベント開催等、活動の実施（予定）日が異なる場合のみ提出してください。</p>   |
| 資料6        | B-5<br>※3   | <p>排出量の算定方法の算定に関する資料</p> <p>計算過程と結果が分かるように体裁を整え、必ずエクセル形式にて提出してください。</p>  |
| 資料7        | B-6<br>※4   | <p>申請オフセット量と商品等の出荷量・販売量が見合っているかどうかのモニタリング方法・体制、および申請オフセット量を超える場合の対応（販売停止、あるいはクレジット追加調達の上再申請等）について示す文書</p> <p>形式は問いません。</p>   |
| 資料8        | B-13<br>※6  | <p>【AAUを使用する場合】当該AAUが排出削減・吸収源の確保につながることを証明する文書</p> <p>形式は問いません。</p>  |
| 資料9        | B-14<br>※7  | <p>オフセットに用いるクレジット調達・排出量の埋め合わせに係る事実確認書</p> <p>オフセット・プロバイダーを利用する場合はオフセット・プロバイダーが提出して下さい。申請者自ら無効化を行う場合には申請者が提出して下さい。</p>  |
| 資料<br>10   | B-16<br>※8  | <p>当該申請案件に係るクレジットと用途の対応関係が管理されている帳簿等の写し</p> <p>仮認証の場合、もしくはオフセット予定認証の場合は当該申請案件に係るクレジットの調達前の申請となるため、本帳簿等の写しを提出する必要はありません。</p>  |
| 資料<br>11   | B-18<br>※10 | <p>当該認証制度による認証ラベル等を使用する可能性のある、情報提供ガイドラインにおいて求められる内容を記載した情報提供案（包装、チラシ、ホームページ案等）</p> <p>現時点で想定されている情報提供案を全て添付し、広告、販売時、販売後のいずれのタイミングで用いることを想定しているかを明示してく</p>  |

|          |             |  |
|----------|-------------|--|
|          |             | <p>ださい。(一つ以上必須。ただし、申請書B-20欄の内容以外に存在しない場合は、その旨を明記した文書を提出してください。)提出の際、ラベル使用予定の印刷物等を列挙し、実際にラベルを貼付した画像等を添付してください。また、ラベルが当該案件のみに使用され、かつ対象期間(認証等の有効期間)を超えて使用されないかどうかの管理体制について示す文書を添付してください。</p> <p>なお、受理日以降に作成されることが明らかになったものについては、遅滞なく事務局に案を送付してください。</p> |
| 資料<br>12 | B-19<br>※11 | <p><b>【温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度や、公的機関の実施する排出量取引制度に類似した制度等に参加している場合】</b><br/>当該申請案件のカーボン・オフセットに用いるクレジットと、制度等に用いるクレジットを、どのように区別・管理しているかを示す文書</p> <p>形式は問いません。</p>   |

### ③ カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書

複数の申請事業者となる場合は、各々で誓約書をご提出ください。(A社とB社が申請事業者となる場合は、A社の誓約書、B社の誓約書が必要になります。)

- ・誓約書 [http://www.4cj.org/document/label/oc\\_stipulation.pdf](http://www.4cj.org/document/label/oc_stipulation.pdf)

### ④ 手数料の振込を証明するもの

銀行のATMやインターネット等を通じて提供されるご利用明細等のコピー等で結構です。

### あんしんプロバイダー制度参加

あんしんプロバイダー制度参加申請に際し、気候変動対策認証センターウェブサイトに記載された関係資料を熟読の上、以下①～⑤の書類を下記要領にて提出してください。

#### ① あんしんプロバイダー制度参加申請書

申請者の印鑑を必ず押印してください。印鑑は認印でも結構です。印鑑登録等の有無は問いません。

- ・申請書 [http://www.4cj.org/document/label/oc\\_att\\_app.doc](http://www.4cj.org/document/label/oc_att_app.doc)
- ・押印について [http://www.4cj.org/document/label/oc\\_att\\_app\\_x02.pdf](http://www.4cj.org/document/label/oc_att_app_x02.pdf)

② 申込事業者による社内手続を定めた文書とその関連文書

社内規定や業務フローなど社内での手続きを定めた文書等をご提出ください。

【例】社内業務手順書、業務チェックリスト、口座管理マニュアル、社内手続き管理マニュアル、クレーム処理マニュアル

③事業に関する契約類

オフセット・プロバイダーとして顧客と契約を交わされる場合の、契約書のひな型等をご提示ください。

【例】カーボン・オフセット取引契約書、業務委託契約書

④ 算定および情報公開に関する基本方針

算定方法及び情報公開に関して、どのような基準に従って行うかをご提示ください。業務手順の中にある場合は、その旨ご回答ください。

⑤ カーボン・オフセット認証制度利用に伴う誓約書

・誓約書 [http://www.4cj.org/document/label/oc\\_stipulation.pdf](http://www.4cj.org/document/label/oc_stipulation.pdf)

⑥ 手数料の振込を証明するもの

銀行のATMやインターネット等を通じて提供されるご利用明細等のコピー等で結構です。

【気候変動対策認証センターへの書類提出方法】

①電子メールによる提出

電子メールアドレス[info@4cj.org](mailto:info@4cj.org)宛てに、題名として「カーボン・オフセット認証制度申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記入の上で提出願います。

なお、1 通の電子メールに添付する書類は5MB までとしてください。

②郵送による提出

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8 芝公園アネックス7 階N

社団法人海外環境協力センター内気候変動対策認証センターあてに、封筒に「カーボン・オフセット認証制度申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を添えて提出願います。

認証センターが資料を受理し、手数料の振込が確認され次第、手続を開始い

たします。①②の方法による提出に関する着信確認の電話を除き、電話及び来訪による問い合わせ等は一切お受け致しかねますので、御了承ください。

いずれも、別途設定される締切日までにすべての必要書類の提出が確認された時点で「受理」となります。

矢野信用金庫